

第6回小金井市環境基本計画改訂検討委員会 会議録

日時：平成26年12月11日(木)15:00～17:20

場所：小金井市役所第2庁舎 3階301会議室

<出席者>

【委員】(◎：座長、○：副座長、他の委員は名簿順、敬称略)

◎細見 正明、○服部 哲則、瀧本 広子、杉本 早苗、柏原 君枝、鴨下 敏明、藤崎 正男

【事務局】環境政策課長 大関 勝広、環境係長 碓井 紳介、環境係主任 中澤 秀和、
環境係副主査 荻原 博、環境係副主査 飛田 幸子

【コンサルタント】(株)サンワコン：桶谷 治寛、吉沢 清晴

【傍聴者】1名

<次 第>

1. 開 会

2. 協議事項

(1) 前回議事録について(資料1、資料2)

(2) パブリックコメント実施までの経緯について(資料3、資料4、補足資料)

(3) パブリックコメントの結果について(資料5、資料6、資料7)

(4) その他

3. その他

<配布資料>

- ・資料1 第5回小金井市環境基本計画改訂検討委員会 会議録
- ・資料2 第5回小金井市環境基本計画改訂検討委員会 会議録(要旨)
- ・資料3 第5回改訂検討委員会での主な意見と対応
- ・資料4 小金井市環境基本計画改訂原案(第5回改訂検討委員会以降見直し修正版)
- ・資料5 小金井市環境基本計画改訂原案(パブコメ案)
- ・資料6 パブリックコメントへの対応(案)
- ・資料7 「環境基本計画に関する意見を聴く会」実施報告
- ・参考資料 小金井市環境基本計画改訂原案(印刷物イメージ【パブコメ案ベース】)
- ・補足資料 第5回改訂検討委員会以降の原案調整経過について

< 1. 開 会 >

細見座長 定刻になりましたので、第6回的小金井市環境基本計画改訂検討委員会を開催させていただきたいと思っております。寒い中どうもありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

早速本日の議題に入りますが、それに先立って、いくつかの資料がありますので、事務局からご確認をお願いします。

碓井係長 それでは本日の資料につきまして、ご説明させていただきます。まず事前に送付させていただきました資料が8点ございます。資料1といたしましてちょっと分厚いものになるのですが、前回議事録の全文、そして資料3として前回第5回の検討委員会における意見と対応の一覧、資料4として改訂・小金井市環境基本計画の原案、こちらは前回検討委員会以降の修正箇所として、前回検討委員会でご指摘いただいた部分と、その後開催しました庁内での環境計画推進本部の中で環境関連の施策に関わっている部署から指摘を受けた部分について修正した内容を見消したのになっております。資料5といたしまして、パブコメに出した基本計画、資料6といたしましてパブコメで出た意見及びそれに対する回答の事務局案、こちらは数箇所修正させていただきましたので、訂正版を机上に置かせていただきました。本日は訂正版を元に議論をさせていただければと思っております。資料7といたしまして先月市内5か所で行いました市民の意見交換会と、緑小学校の5年生を対象に行った学校ワークショップの実施報告、参考資料といたしまして改訂・小金井市環境基本計画の印刷イメージ、補足資料といたしまして前回検討委員会以降の原案調整経過、以上になっております。

また、それとは別に、当日配布で大変申し訳ないんですけども、皆様の机に資料2として全体議事録の要点筆記のもの、資料5の1ページめに修正がございましたので、1・2ページのみ1枚もので置かせていただいておりますので、当該ページの差し替えをお願いいたします。

あと今申しあげました資料6の訂正版と、別紙資料といたしまして資料編の目次及び用語解説の事務局案なんですけれども、大体こんな感じをイメージしてますというものを載せさせていただきました。本日の資料につきましては、以上になります。ご確認をいただきまして、不足などございます方はおっしゃっていただけましたらと思います。

次に、事務局からの連絡として、本日は会議室が狭い関係で座席表から外させていただき申し訳ございませんが、渡邊委員、亘理委員、土屋委員から事前にご欠席とのご連絡を受けています。

前回は申しあげましたが、こちらの基本計画につきましては、諮問・ご答申をいただく環境審議会の日程が1月8日に決まっております、その関係もございまして、一応本日が検討委員会といたしましては最終回という形でお考えいただければと思いますので、円滑な議事進行に何卒皆様のご協力のほど、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

〈 2. 協議事項 〉

【(1) 前回議事録について (資料1・資料2)】

細見座長 資料をご確認されましたら、本日の協議事項に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それではまず最初に、前回議事録についてということで、資料1と資料2がございます。全文筆記については、事前に分厚い資料の中に送っていただいておりますが、これについては特段何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これは多分事前に配布していただいて、問題あれば訂正いただいていると思うんですが、ただ要旨については今日が初めてですね。

碓井係長 そうですね。要約につきましては本日配布させていただきましたので、委員の皆様には非常に申し訳ないんですけども、後日内容をご確認いただきまして、訂正等ございましたら事務局までご連絡をいただけたらと思います。お願いいたします。

細見座長 じゃあここで改めて議論するというよりは、一度確認していただきまして、それで訂正があれば事務局にいつまでに連絡すればよいですか。

碓井係長 1週間程度でお願いします。ただ、きっかり1週間で切るということはいたしません。

細見座長 単純な「てにをは」とかそういう訂正であれば事務局にお任せして、内容が大きく変わるといった場合には、座長である私が1回見て、それで判断してまとめさせていただきたいと思います。もし資料にご意見があったら、大幅修正という場合には少し判断させていただこうと思います。微小な「てにをは」とかいう基本的なものは事務局にお任せさせていただければと思います。要は1週間後くらいまでに、資料2について修正が必要だということであれば、事務局に申し出いただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。前回の議事録はこれで終わりにします。

【(2) パブリックコメント実施までの経緯について (資料3、資料4、補足資料)】

細見座長 それでは、本日の主要な議題でありますパブリックコメント実施までの経緯とその結果についてですが、本日それを踏まえて計画書を改訂することになります。最初ご案内にありましたように、1月8日に環境審議会の開催が決まっていますので、それまでに諮問の原案を作らなければいけないということですね。

碓井係長 そうですね。基本的にこちらの見解もそうなんですけれども、環境審議会の皆様への配布が1月8日の1週間前になりまして、ちょうど年の瀬、新年なので、配布日といたしましては御用納めの前日、12月25日を考えております。印刷の手間等を考えますと、来週中ぐらいには今日いただいたご意見を基に修正を加えて資料をまとめるというスケジュールで、結構一杯一杯かなというところでございます。

細見座長 わかりました。ちょっと(地震で)揺れてますが、これは揺れないよう

にしたいと思います。そうしたら今ございましたように、本日最終的に確認を取りたいと思いますが、そこで出た修正意見は最終的に1週間以内でやっていただいて、それを最終確認したものが25日ぐらいに環境審議会のメンバーの方に配布されると、そういうスケジュールになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まずパブリックコメント実施までの経緯について説明をお願ひしたいと思います。

碓井係長 はい。では前回の検討委員会以降、本日までの原案調整経過、あと前回の検討委員会において委員の皆様からいただきましたご意見と対応につきましてサンワコンの桶谷さんから、前回検討委員会の5日後の10月8日に開催いたしました庁内の環境基本計画推進本部で関係各課から挙げられた意見及びそれに対する修正の概要につきまして、私からご説明をさせていただきます。ではまず桶谷さんからお願いできますでしょうか。

サンワコン それでは経過ですが、補足資料に図でお示ししておりますので、こちらをご覧くださいいただけますでしょうか。

まず一番最初、前回、第5回の改訂検討委員会は10月3日にございました。その時に指摘事項として取り上げたのが資料3に表で示してあるものでございます。その後、庁内推進本部会議が10月8日にございました。その中で、その場ではないんですけれども、そこからある程度時間を置きまして、庁内関係各課の意見を反映しました。その結果、資料3全てを原案に盛り込めたというわけではなく、資料3のナンバーの所に網掛けして数字が白抜きになっている項目につきましては、変更前・変更後と書いてあるこの通りに修正ができなかった項目になっております。その他に庁内のご意見で、いろいろ本文を修正した点もございますので、その辺りは後ほど碓井係長からご説明があるかなと思います。

それで、第5回の改訂検討委員会と庁内推進本部会議のご意見を総合的に反映しましたものが、資料4になってございます。変更点の見直し修正ですので、こちらでどういった所が前回から変わったかというのをご確認いただければと思います。その見直しを無くしたものがパブコメ案としてフィックスしました資料5になってございます。そして資料5を基にパブリックコメントを1か月間、11月27日まで実施いたしまして、本日の会議となっております。

そのパブコメ案をベースにいたしまして別途参考資料でお示しておりますのが、原案の印刷物のデザインイメージです。本文は全然修正していないんですけれども、デザインの面だけ直したものが、参考資料となっております。本日の改訂検討委員会が終了いたしましたら、こちらの印刷物イメージのものにベースを移していきたいなと考えております。

それでは資料3をご覧くださいいただけますでしょうか。こちらに合計しまして34点、前回第5回改訂検討委員会でご指摘を受けた点を列記しております。そして変更前はこのような表現で、変更後は一番右の欄にご

ございますような修正をしましたという形で書かせていただいております。それで変更前・変更後が明らかになっているものについては、その通りご理解いただければと思うんですけれども、先ほど申しましたようにNo.2などは、一旦はこういう形で修正させていただいたんですけれども、庁内の意見を反映した結果、原文が削除になってしまいました。ということで、こちらは資料5の中には反映されておられません。

次に2ページめのNo.8ですけれども、これも同じく庁内の意見で原文が削除になりましたので、対象の修正箇所が無くなってしまったということでございます。それからNo.13、こちら「エコアップ活動」について脚注に解説を追加したんですけれども、元々の「エコアップ活動」自体が削除になってしまいましたので、こちらの脚注も併せて削除しております。

それから3ページにまいりまして、No.16の項目でございます。「風の道」についての記載が抜けているというようなご指摘に対して、一旦は『「風の道」の形成に配慮して水辺の連続性や河川道の水面の維持を図ります。』という一文を追加いたしましたが、こちらも庁内のご意見で原文削除となっております。それからNo.20は網掛けしておりますが、「歴史的風致」という表現について見直した方がいいというご指摘を受けたわけなんですけれども、「地域における歴史的風致の維持・向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」と呼ばれている法律がございまして、こちらで使われている用語でございましたので、現状の表現のままで修正の対応をさせていただきます。

それから次の4ページにまいりましてNo.22でございますが、こちらは原文削除というわけではございませんで、一旦は変更前・変更後のように修正をしたんですけれども、さらに庁内のご意見を踏まえて修正がまた変わっているということで、これは見消し版、もしくは資料5をご覧くださいと思います。

以上が第5回でご指摘を受けて、一旦修正は入れたんですけれども、そのまま採用されなかったというような点でございまして、その他につきましてはここに記載して修正を反映しております。以上でございます。

碓井係長

はい。では引き続きまして、庁内関係各課の意見につきまして、私からご説明させていただきます。こちらも指摘箇所が非常に多くて、全部説明していますと時間がかかってしまいますので、要点という形でこういった箇所ですといった所を見て、こういった修正を加えたかという概要を中心にご説明させていただければと思います。

まずこの基本計画の中で、何か所か「喫緊の」という表現が使われていたかと思うんですけれども、そちらにつきましては削除させていただきました。環境問題で解決に急を要する問題はないということではないんですけれども、環境に限らず現状で小金井市としての喫緊の課題となりますと、例えばごみ問題ですとか、庁舎問題ですとか保育施設問題ですとかそういった部分になりまして、小金井市として出す環境基本計画で「喫緊の」

という表記はあまりふさわしいとは言えないのではないかと指摘があり、そういった修正を加えさせていただきました。

また、緑化施策関連につきましても、何か所か修正を加えさせていただいているんですけれども、現在、小金井市の緑化施策は「緑の基本計画」に基づいて行っておりまして、現行の「緑の基本計画」が計画の期間内でございますので、その計画内容を越える、もしくは一致しない内容の施策を環境基本計画に書いてしまうと、施策の整合性の面で結局どちらを基に施策を実行していくのかという問題が生じてしまいます。今回の小金井市と同様のケース、元々「緑の基本計画」を制定していて、その計画期間内に環境基本計画改訂を行ったケースが近隣市で何市かございましたので、担当部署に連絡してどういった対応をとったかという確認をさせていただいたんですけれども、そういった場合、環境基本計画の中における緑化施策関連の記述は、「緑の基本計画」の計画期間内であることを鑑み、「緑の基本計画」の内容に沿ったもの、その範囲内にしているということで、各市とも揃った対応をしておりましたことから、小金井市としても同様の対応をさせていただきました。

次にごみ関連施策、ごみ処理施設関連につきましては、前回の検討委員会の中でも意見ありとなった部分が何か所かあったと思うんですけれども、そのご意見を踏まえながらごみ担当課でもう一度表現の見直しをさせていただきまして修正を加えました。また併せて現行のごみ関連施策の内容等につきましても修正を加えております。

次に「江戸東京野菜」に関してなんですけれども、結論から申し上げますと「江戸東京野菜」という表現をこの環境基本計画の中で何か所か使わせていただいていたと思うんですけれども、そちらの表記を全て削除させていただいております。こちらは経済課から、「江戸東京野菜」というのはあくまで町おこしという趣旨で農業関係者の皆様のご協力をいただきながら行っている施策であり、市の計画で、それ以外の趣旨、要は環境面での役割を持たされてしまうのはどうかという指摘がありました。結果として「江戸東京野菜」が地球温暖化対策などの環境施策に寄与する一面があったといたしましても、それはあくまで町おこしを趣旨としている「江戸東京野菜」の普及の付随的な効果であるというふうに考え、計画で謳うのはそぐわないのかなという判断で削除させていただきました。

次に開発関連なんですけれども、こちらのパブリックコメントでの回答の中でも何か所か同じ回答されている部分はあるんですが、市の条例上で環境配慮指針に基づくことが義務付けられているのは指定開発事業、まちづくり上、市から環境配慮指針に基づきなさいよというようなことが言えるのは指定開発事業のみなんです。いわゆる世間一般的に言われている大規模工事はほぼ該当するんですけれども、だからといって必ずしもそれがイコール指定開発事業じゃないということですので、条例に沿った形の文言に修正させていただいております。

最後になるんですけれども、環境教育関連につきましては、環境教育の面で学校の果たすべき役割について記載してるんですけれども、寝耳に水の内容が多いし、文面を見る限り学校側と調整を行っているとはなかなか考えづらいと、教育委員会からかなり厳しい指摘を受けました。学校教育の現場は教育課程に縛られておりました、総合学習の時間というのはございますけれども、こちらも年間計画の中で基本的に継続性重視で行っているものですから、今行っているもの以上の教育的役割を持つということは、環境教育に限らず難しいので、記載について再考して欲しいといった指摘がございました。一応私どもの立場といたしましても、学校教育については、法律上政治的中立性・継続性といったものが重視されまして、市長の権限も中には及ばない独立した教育委員会が所管していることから、市の計画の中で現行果たしている以上の環境面での役割を求めるとするのは、教育委員会なり学校現場なりがOKしていればいいんですけれども、それなしにやってしまうのは難しいのかなと判断いたしまして、私ども行政の不徳といたします部分ではあるんですけれども、第2次環境基本計画に対しましては、現行の学校教育の果たしている役割の範囲内での表記とさせていただきますので、あしからずご了承願えればと思います。よろしく願いいたします。概要の説明といたしましては以上になります。

細見座長

どうもありがとうございました。これが前回10月3日の委員会から、パブリックコメント実施前までの経緯でございます。庁内の検討委員会というか、行政的に見た時に他の事業との整合性というのが、市としてやる場合にはどうしても必要になってくるので、その部分で単に環境の分野だけで通せる部分が限られてくるという面もあります。確かに教育の分野は教育委員会という組織そのものが外側に出ている組織でもあって、でも我々としてもどうやってアプローチしたらいいのかというのは、もうちょっと踏み込みたいというか、最低限教育委員会の方と議論する場を持つとか、そういうことはすべきかなと思うんですね。我々も教育の現場を十分理解せずに、環境はこうあるべきだと言ってるかもしれないので、そこは何か要望として、教育委員会でそういう議論をする場があればありがたいというような趣旨のメッセージが寄せられるのでしょうか。

碓井係長

教育委員会から受けた話の中で、総計でもそうなんですけれども、やはりこういったお話は教育現場の中で年間計画の中で動いている部分が色濃いので、何か月かという期間の中で議論自体はできても、議論しても前向きに踏み出すというようなことがなかなか難しいということがあって、一年以上のスパンで時間をかけてやってもらわないと通せないよという話はもらっているところでございます。

細見座長

いや、もちろんそうかもしれませんが、ただ、だからと言って何のアプローチもしないのでは何も進まないの、この基本計画の中では謳えないにしても、小金井市の環境部局として、教育委員会に対して議論する場をこれから持っていきましょうよというぐらゐのアプローチはあっていい

のかなと思います。

碓井係長

今、先生がおっしゃっていることは、非常に私の心に響いている部分もあるんですけども、教育委員会関連の指摘を受けた中で、今回は時間的に余裕が無いので厳しいけれども、次回に向けての大きな宿題かなというふうに考えているところでございます。

細見座長

この委員会として、そういう機会をこれからここで持てと言ってもとても無理だと思いますが、教育というのはやっぱり大事だと思うので、次回までも含めて何か考えていただけないかという要望を私個人としてもお願いします。今日からすぐ変わるというのは、今の教育委員会のシステムからいって難しい点はよく理解しましたし、一年で変わるとは思えないのですが、環境部局と教育部局がただ単に計画するために集まるのではなくて、そのことも含めて議論する場を持って、お互い意見があれば、それを両方が理解するだけでも徐々に前進できるのではないかと思います。

藤崎委員

環境市民会議の立場での意見としてよろしいでしょうか。私たちの10年間の振り返りの中でも、教育委員会との協働の仕組みづくりが必要だということは指摘しているんですね。現にこの10年間の中で、私たちが教育委員会の指導主事から連絡を受けて、ある学校をこういう形でフォローして欲しいということで動いたことが、実際問題として何回かあります。進めていく中で、校長・副校長が転勤しちゃったとか、教育委員会の担当の方がいなくなっちゃったとか、そういうことで途切れちゃうということは何度も経験しているわけです。市民会議の中でも環境教育、要するに小・中学校とのいろんな形での交流というのは非常に大事なことですから、やはり教育委員会と何らかの形で連携を取りながら進めたい。市民会議側から一方的にそういう話をされたというのは、もしかたら教育委員会として不愉快だみたいなどころがあるのかもしれないけど、だとしたら前から何度も申し上げているように、先生からも今お話がありましたけれども、何かの話し合いをすとか、お互いに困っていることを意見交換し合うとか、環境政策課としてその辺のコーディネーションをぜひやってもらいたい。碓井さんのお話だと、教育委員会としては交流は全くシャットアウトだよみたいな話になっちゃって、それはちょっとおかしな話だと私は思います。それは環境市民会議として非常に重要な部分だと思います。

細見座長

基本計画の内容については、教育委員会からそう言われると、委員会としてあえてもう一回出すということではできないので、教育委員会絡みのことは一応委員会として了解はするけれども、私個人的には、ぜひ今後環境部局と市民会議の人も含めて、意見交換する場みたいなものをセットしていただくのを環境政策課にお願いしたいという強い思いだということ、ちょっと記録に残していただければと思います。明日からしろとかではなくて、それは年限をかけてやらないと多分なかなか難しい。でも、毎年1回か2回、意見交換会とかしていくんだというふうになっていくと、継続性の面でもつながっていくと思いますのでぜひそこはお願いしたい。

碓井係長

はい。

細見座長

勝手な意見を言ってしまったけど、教育委員会マターに関してはどうでしょうか。それぐらいしか我々にできることはなかなか無いんじゃないかと思いますが。

杉本委員

はい。各部局とのパイプを太くしていくという、そういうシステムとか組織的な少しずつの改革、良い方向に向けた改革というのは、私たち環境市民会議で出したいろんな振り返りの中でも出てきた課題の一つでもあるわけです。だとしたら、もっと大きな枠の中で、お互いの部局の意志疎通を深めるための施策を“今後検討していきます”ぐらいの一文は、誰が読んでも反対できるようなものではないし、非常に当たり前の文言ではないかと思います。反対される方いるでしょうか。それに近いことを今細見先生はおっしゃっておられると思います。

学芸大学があり法政大学があるわけですから、私たちも市民としては少しずつ一步一步深めているけれど、それをアプローチする、あるいはサポートする行政のシステムを同時に一步深めるための、部局同志の交流を、少しパイプを太くしていただくということを検討していただくという一文だけでいいと思うんですよね。私はそのぐらいしか望めないんじゃないかという気がします。

細見座長

その一文が入るかどうかですけれども、希望としてよくわかりましたので、どこにどういうふうに入れて欲しいか、入れるべきかという議論は全体を一回見て、最後にどういう所だったら入りそうか、それでも無理かという議論をさせていただきたいと思います。

今回いろんな手続きの中で、教育委員会のことは、ある意味こちらの要望を一方的に言ったのみで、確かにおっしゃられるようにキャッチボールしないとなかなか前に進まないの、何とかキャッチボールする機会・場を設けていこうという努力がこれから望まれるという意味では、各委員とも思いは同じであるとさせていただきたいと思います。

碓井係長

事務局といたしましても、この基本計画も、改訂検討委員会は本年度一年度で皆様にお願ひさせていただいておりますけれども、改訂の作業自体は昨年度からやっていたという部分もございますし、そういった中でもうちちょっと何とかキャッチボールできなかったのかなといった部分ですか、あるいは今のメンバーの皆様がどうこうとかではなく、この検討委員会の中にどういう立場の方をお願いするかという部分もあるかと思うんですけれども、私立の学校の校長先生でもいいかと思いますが、あるいは教育委員会の委員の方でもいいかと思うんですけれども、教育関係の現場の方からお一人、委員としてお立ち願えれば、そういったことも幾分解消できたのかなということは、反省材料と想っているところです。

細見座長

ぜひ、そうしてください。我々も市の組織と教育委員会とは違うということ、改めて認識しなければいけないかなと思いました。市の組織であれば多分ここに来ていただいてもいいんじゃないでしょうか、教育委員会につい

ては、この委員会からは何らアプローチできていなかったのです。

杉本委員
碓井係長
杉本委員

私は逆に、なぜ教育委員会かなと思います、学務課ですよ。
まあ、学務課だけではないです。

施策のことでいろんな相談をする時は、私なんかは学務課を通して、学務課から校長会とか、学務課から教育委員会とか、アプローチの方法はたくさんあると思うので、そこは検討していただくということで、今具体的にこうした方がいい、ああした方がいいという話には、なかなかかなりにくいのではないかと思います。

細見座長

それじゃあ、10月3日から修正されてパブリックコメントをかけたという経緯は一応説明があったので、パブリックコメントの結果の所で最終的に内容を議論させていただきたいと思います。

【(3) パブリックコメントの結果について(資料5、資料6、資料7)】

細見座長

パブリックコメントの結果どうだったのかということも併せて説明をお願いしますでしょうか。

碓井係長

はい。ではパブリックコメントの対応案の内容、こちら本日お配りさせていただきました資料6の平成26年12月11日差し替え版という方を、お手元にお出し願えればと思います。項目数が大変多いんですけれども、今日の肝になる部分ですので、こちらにつきましては桶谷さんからご説明させていただきます。

サンワコン

それでは資料6をご説明いたします。まずパブリックコメントの実施概要でございますけれども、市内に在住・在勤・在学されている方、あるいは市内に事務所や事業所を有する法人、またはその他の団体を対象に意見を募集しました。意見の募集期間は、10月27日の月曜から11月27日の木曜で、原案の配布・閲覧場所につきましては市所管の施設、それと市の公式ホームページということで、こちらに挙げております施設で閲覧しております。意見の提出方法につきましては、配布・閲覧場所に備え付けてあります用紙、もしくは市の公式ホームページからダウンロードした所定の提出用紙に住所・氏名を明記して、郵送もしくはファックス、電子メール等で、環境政策課環境係へ提出という方法をとっております。検討結果の公表等につきましては、住所・氏名を除いて公開させていただき、それから検討を終えた時は、意見等の内容、及びその検討結果とその理由を、あくまで予定ですが年明け1月・2月あたりを目途に公表していくということで、意見等に対する個別的な回答は行わないとしております。

それで結果ですけれども、意見の提出者につきまして二つに区分させていただきました。一般市民さんと環境審議会の委員さんという形で区分させていただきました。提出者数が9人、意見の件数にいたしますと一人の方から複数ご指摘等いただいておりますので、トータルで50件に上っております。環境審議会の委員さんからは3名の方からいただいております。14件の意見がございました。トータルしますと12名の方から64件

の意見をいただいたという結果になっております。

それで2ページめ以降からは、一般市民さんと環境審議会に分けてご意見の内容、あるいは質問の内容、それと回答案という形で、対照でお示ししております。それでこちらでも50件ございますので、一つ一つはご説明を省かせていただくんですが、特にという所だけかいつまんでご説明いたします。

細見座長 それと差し替えされた所の説明をお願いします。

碓井係長 では、まず差し替えの際に修正させていただきました箇所を、番号だけ私からご説明させていただきます。

杉本委員 審議の時間もあまりないので、それだけでいいです。読んでくるのが前提なので。

碓井係長 ナンバーが一番左のセルの「No.」の所に、No.1から順番に番号を振っているの、こちらの方をご覧ください。5ページのNo.13、1ページおめくりいただきまして7ページのNo.21～23までの三つ、1ページおめくりいただきまして8ページのNo.27と28、9ページのNo.31と32、おめくりいただきまして10ページのNo.33、おめくりいただきまして12ページのNo.42、一番最後のページなんですけれども19ページの審議会委員の方のご意見でNo.11、以上でございます。復唱した方がよろしい箇所とかございますか。大丈夫でしょうか。では要点につきまして、またサンワコンの桶谷さんからご説明いただきます。

サンワコン 特に原案で、こちらで修正が必要と考えましたご意見につきまして、ご説明させていただきます。

まず2ページめの所で、計画全般について二点ございまして、このうちNo.2のP R T R法、アダプト制度といった用語の問題です。こちらは巻末に資料編をつけさせていただくということで回答しておりまして、こういったことは対応が必要かなと考えております。

それから3ページめ、第1章のご指摘になるんですけれども、まずNo.4“環境基本計画の認知度が低いのは、広報と発信に課題がある”ということで、これはご意見というよりも「その他」という形で分類させていただきました。こちらは今後作成を予定しております概要版などで、イラスト等を掲載して取組内容をイメージしやすいものとなるよう配慮するということで、原案の本文は主として4章になるかと思うんですけれども、空いたスペースがございますので、今後イラスト等を適宜そちらに入れて、イメージしやすいような表現をしてみたいと考えております。

それから同じページのNo.6でございます。計画の名称について、“改訂計画ですか？改定（定め）計画ですか？”というようなご意見がございまして、今まで「改訂計画」と呼んでいたわけなんですけれども、計画名称を正式には、「第2次小金井市環境基本計画」とする予定でございます。本日出ております参考資料の印刷イメージは、表紙をそのようなタイトルとさせていただきます。

それから4ページめ、第2章に移りまして、No.9でございます。ご意見といたしましては、野川に関する記述についてということで、“野川は小金井市にとって恵まれた自然環境の一つの大きな象徴だが、大袈裟な表現や事実と異なる記述がある”ということです。具体的には次の二点で、14ページの現況の部分になります。“比類の無い”というような表現が若干大袈裟かなということで、“良好な景観”ぐらいの表現が適切ではないかというようなご指摘でございました。

それから同じページで、課題の部分の“100%湧水の川になりました”という表現ですが、これはこの委員会でも検討された部分ではございますけれども、こちらも下水が流入しているので矛盾が生じるのではないかというようなご指摘でございまして、ただ単に“水のきれいな川になりました”ぐらいの表現でどうかというようなご意見でございました。こちらは、こちらの委員会でもいろいろご検討いただいた経緯もございましたので、再度お諮りして決めさせていただきたいと考えております。

それから5ページめは特にございません。6ページめについてですが、4章になります。50ページで実は「地下水の保全・利用に係る計画」というのを脚注で示しておりましたが、この名称は「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」ではないかということで、これはご指摘の通り、記載誤りでございましたので、そういう回答なんですけれども、ただここで注記がわかりにくいというのが、その下のNo.17のご指摘でございますので、ここでの注記はあえてなくて、当該計画が末尾に記されていることを目次でお示ししておいてはどうかという修正案にしております。

今の「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」につきましては、原案が82ページまでございますので、83ページ以降に現行の計画を転載する形で掲載させていただきたいと思っております。ただし内容としましてはデータが古いものもございますので、そのデータにつきましては年次更新させていただいております。それと現行の計画で、他のページを参照している部分がございますが、今回の改訂に伴って対照ができなくなっておりますので、そういった部分は変更させていただいております。この部分については、本文の内容・趣旨の変更はないということであります。

そして、あとこちらで修正が必要と思っておりますのは、10ページのNo.36になります。“玉川上水・五日市街道と並べて、浴恩館公園を入れてください”というご指摘というか、ご要望のようなご意見がございました。こちらもご意見を踏まえて検討させていただきたいなと思っております。浴恩館公園の歴史的価値ということも触れていらっしゃるんですが、これにつきましては用語解説の方で説明を加えたいと考えております。

それから11ページ、No.39のご質問になります。取組方針1で“生ごみ処理機などの生ごみ資源化機器の普及を図ります”は同文であるというご指摘で、これは単にこちらの記載誤りでしたので、その一文を削除するという処置をさせていただきます。

それから 14 ページ、第 5 章になりますが、82 ページの所、計画の進行管理について記載した部分でございます。ご意見は“計画の評価を EMS で行うことは不可能である。環境報告書は条例では年 1 回の発行とある”ということでありまして、ちょっとこのご意見の趣旨が、私どもの解釈でいいのかどうかという問題もあるんですけども、一応こちらの解釈としましては表現が不十分であったのかなということで、「計画の進捗状況の評価は」と本文を修正させていただきたいと思っております。

次に 17 ページ、ここからは環境審議会委員さんのご意見に移っております。本文では第 3 章になりますが、No.6 のご指摘です。35 ページの所で、こちら言葉の問題だと思います。「低炭素まちづくり」だとか「生物多様性」といった言葉、こういった言葉はイメージがつかめる説明が必要であるというご指摘でございました。「低炭素まちづくり」、「生物多様性」という言葉は、一応環境問題のキーワードになっているかなと考えておりますので、原案では表現を残しておきまして、資料編で用語の説明を加えるという対応を考えております。

その次、18 ページにまいりまして、No.7 のご指摘も同じです。“「低炭素まちづくりの視点」とはどういうことか”ということで、これも「低炭素まちづくり」についての用語説明という形で対応を考えております。

それから No.8、こちらは 39 ページの 4 章の読み方の説明をしているページでございます。そこで例示しております左側の枠の中に、小さい文字で本文が入っている部分があるんですけども、こちらが“字が小さくて見にくい”というようなご指摘を受けました。ただこれは、本文の当該箇所にもどのようなことが記載されているというようなことを例示しただけの説明のページということをまずご理解いただきたいということと、ご指摘の内容も踏まえまして、できる限り読みやすさ等は配慮していきたいと思っております。こちら枠のデザインをもう少し考えるなどして、誤解の無いような表現にしてまいりたいと考えております。

それから No.10 でございますけれども、これが修正としては一番大きいと思っております。第 4 章、基本目標の 5~8 という形で、大部分に亘るのでございますけれども、ご助言として“歩行者と自転車が、どこでも安全にかつ快適に通行できる道路や交通システムの整備と、C o C o バスのルートと運行本数の増加は、各項目に関連する不可欠な施策である。このような施策によって、高齢者や障がい者が安心して健康に暮らせるまちをつくり将来の世代に継承することが、計画の基本理念に繋がる。このことは p. 61 の「基本施策 6.3 環境と共生する都市づくり」の施策内容例として書き込んだほうが理解しやすい。”ということで、このこと自体は基本目標 5 の公害防止の所でご指摘をいただいております。要するに、このような表現が基本目標 5 と基本目標 6、それから最後の地球環境の所の基本目標 8 にまたがっております。それで、どこにまとめるのが一番いいのかというような検討をしまして、基本施策 8.1「地球温暖化の防止」に統合した

方が捉えやすいのではないかなと思っております。それでこちらの取組方針4に「エネルギー削減を目指したまちのしくみを整える」がございますので、ここに含めて再構成したいと考えております。ただし、C o C oバスに関する施策については、所管課で一応大気汚染対策として捉えておりますので、原案のままとさせていただきまして、その説明といたしましては p.37 に「8 つの基本目標が相互に関わり合いを持って一つの取組の相乗効果を発揮する」ということを述べておりますので、例えば基本目標5に書いてあったからといって、他の目標に関わる施策に関係しないということではないよということ、ご理解をいただきたいと思っております。

あとはいくつかご指摘なりご助言なりをいただいておりますが、こちらの方で検討をさせていただきまして、今後の施策を進めていく段階で参考にしていくようなご意見だとか、解釈の違いで既に基本計画の中の本文をこう解釈すればその答えになるのではないかなという所があり、他のご意見については特に原案を修正するようなことはないのではないかなと判断しております。以上でございます。

細見座長 どうもありがとうございました。そうすると、大体理解したつもりですけど、どうしてもこの検討委員会で議論しないといけないのは、野川の所の表現でしょうか。

碓井係長 ご議論をお願いしたい部分はその部分になります。こちらにつきましては検討委員会の中でご議論いただいたと思っておりますが、私も一瞬心の片隅にこういった思いがよぎらないわけではなかった部分です。私は事務局の担当者ですので、当然この検討委員会の中でご議論いただいた上で出た結論は重視させていただく立場ではあるんですけども、一般市民の方からこういったご指摘が出たという中で、やはり結論をどうするかというようなことは別として、もう一度ご議論をいただく必要はあるのかなと考え、事務局の方向性として判断させていただいた次第でございます。

藤崎委員 この「比類の無い」という表現は私が提案したと思っておりますけれども、私もちょっと言い過ぎかなという気持ちがあるんですね。

細見座長 この提案の「良好な景観」でよろしいですか。

藤崎委員 どうですかね。

細見座長 結局、資料5でいうと14ページになりますが、「比類の無い」というのは若干自重するという藤崎さんのご意見ですので、それとご提案のちょうど中間ぐらいがいいのかなということですが。

碓井係長 もちろん、市民の方のご提案としては「良好な景観」ぐらいがいいのではないかなということですがけれども、検討委員会の中でご議論いただく中で、「比類の無い」とも「良好な」とも違った、先生がおっしゃったその間ぐらいを表現した形が終着点となっても全然問題ございません。

藤崎委員 ただ本当に比類は無いんですね。言葉としてちょっと抵抗がある人もいるでしょうね。良好な景観ですね。

細見座長 多分その真ん中ぐらいがいいんじゃないかと思う。

- 碓井係長 いただいたご意見を一字一句載せているわけではなく、多少、端折らせていただいているんですけれども、この方もこの方なりにすごく野川を愛してらっしゃるんだなと感じます。文面から伝わってくるんですよ。
- 細見座長 「かけがえのない」ぐらいでは駄目ですかね。重いですか。あるいは「貴重な」。「良好」よりは何かちょっとプラスアルファしたいなという…。すみません、文学的な表現が…。
- 藤崎委員 「まれな」とか、何か「良好な景観」というのはちょっと…。柏原さん、野川の所に住んでいるけど何かないですかね。
- 柏原委員 でも大雨が降らなければ、本当に水がきれいですよ。
- 藤崎委員 「かけがえのない景観」というのは変ですかね。
- 細見座長 ちょっと何か変かもしれない。今言ってみてちょっとそう思った。
- 藤崎委員 「類まれな」というのはどうでしょう。ちょっと変かな。
- 杉本委員 よく「自然に恵まれた」という言葉がありますが…。
- 藤崎委員 ほんとに東京都内探しても無い景観なんですよ。だからそれに相当する言葉があるといいんですけれども。小金井地区の野川というのは、そういうところが国分寺の野川とかと全然違いますよね。国分寺は三面張りです、三鷹に入っちゃいますと汚水がどんどん流れてきますので、小金井だけが野川の中で非常にそういう面で環境、景観も含めて特出していることは間違いないんです。その辺を何かうまく表現できるかと思うんですけれども。
- 杉本委員 「自然と共生」とか…。他に無いとしたら、生物やあるいは水と共生できてますよね。あとは三面張りだったりとかだけれど、小金井の所はそれを生かした環境を整備してあると認識していますけれども、それが比類無いとか他では無い。要するに恵まれた所なんですよ。
- 藤崎委員 他では無いでしょう。比類無いと言っちゃうと、ちょっときついですね。
- 柏原委員 第1・第2調節池周辺はそうですね。
- 細見座長 瀧本さん、何か言わないと、この「良好な」になっちゃいますが…。
- 瀧本委員 特に第1・第2調節池周辺というのは、「自然に恵まれた」と言いたいところなんですけれども、調節池と書かれちゃってる限り人工で整備されたものなので、矛盾しちゃうなど。何で第1・第2調節池周辺なんだろうなど私は思います。これがなければ、小金井市を流れる野川というのは、もうちょっと手つかずの本当の意味での自然が残っている所もありますし、親水性を考慮した河川整備と書いてあるんですけれども、やっぱり第1・第2調節池というのはすごく親水性が考慮されているので、市民も親しみやすいし、近づきやすいですね。
- 杉本委員 人間が手を加えたとしてもいろんな加え方があって、どういうコンセプトで加えてるのかというと、私は元々自然が持っている力や循環を生かした手の加え方だと思います。私は堀井さんたちがいた時からずっと、あそこはそこが違うと思います。
- 藤崎委員 杉本さん、ここの文章をどうするかということでやりましょうよ。言葉

のはずみでそう言ってるんですけど、中でも野川は水のきれいさと親水性を考慮した河川整備により、第1・第2調整池近辺というのは、その中でも特別にいいよということ言ってるんですね。それは間違いない。異論は無いと思うんですけどね。

杉本委員
柏原委員
杉本委員

「自然に恵まれた素晴らしい景観」じゃ駄目なんですか。

そうすると「比類の無い」でも同じことになってしまう。

比類無いというのは、他に比べるものがない、自然豊かなものに恵まれたということで、特出したというけれども、調布の方でもずっとこういう景観は続いているじゃないですか。

碓井係長
藤崎委員
細見座長

すごくシンプルなんですけど、「特に美しい景観を誇っており」とか。

「良好な景観」というのは軽すぎる。何かないかな。

じゃあどうでしょうか。皆さんの思いはよくわかりました。あまりこればかり時間をかけるわけにもいかないので、「野川の水はきれいさと親水性を考慮した河川整備により、特に第1・第2調整池周辺は、自然に恵まれた美しい景観を誇っており」というぐらいにさせていただきますか。良好だけではちょっと物足りないので、やっぱり自然に恵まれているということ、我々美しいと感じているわけですよ。

(特に異議なし)

じゃあ、そういうふうにさせていただきたいと思います。

もう一つは100%湧水という表現ですが、厳密に言うと絶対100%じゃないということは、委員会でも議論したんですけど、それを一つ一つ書きだすと複雑な表現になってしまうので、わかりやすくしたつもりですが。

杉本委員

「湧水を源流とする川になりました」という表現、雨水も入ってくることもあるんですけど、あくまで源流は湧水という方が良いと思います。

藤崎委員
細見座長

全部の川に雨水が入るからね。

それは、ここでも議論したんですよ。わかりやすさという点で100%湧水という表現にしたんですけど、市民の人もそこを指摘されているので、杉本さんが言うように、この部分は「下水道整備によって湧水を源流とした川になりました」という表現にさせていただきたいと思います。

あと直すべき所として、各委員の方から何かご提案ありませんか。

杉本委員
細見座長
杉本委員

はい。

はい、杉本さん。

この訂正の所で、私何か所もあるんです。今日は時間が無いということで、皆さんもきつとあるでしょうから簡潔に言わせていただくと、No.28～No.30の「化学物質を適正管理する」という所です。三人の方が意見を出して、そのうちの一つには私も入っているんですけど、一応私は前回の環境基本計画の原文を読みました。皆さんも今日環境基本計画をお持ちだと思っんですけど、これを読んで比較して、どうして後退するのかというのがちょっと疑問だったんです。ここで示しているのは、有害化学物質を扱っているのは事業者だけではなくて、ごみの廃棄に関わるところで、

市民が有害物質の廃棄や仕分けについて、協力して行っているわけです。環境基本計画ができたのが17年で、もう10年近く経ってますけども、行政はこの基本計画に沿って、足りない所もあるけどちゃんと指導しております。P R T R制度について情報提供だけでなく、「事業者の取組を促進するために、技術的な助言その他の措置を講じます」という文言が、現計画の中に入っているんですね。なのに、どうして新しいこの改訂版にはそれが削除されなければならないのか。じゃあ化学物質を適正管理する対象は、市民ではなく事業者だけとかというところでもありませんよね。そこの所を元々あった原文の情報提供だけじゃなく、「事業者の取組を促進するための技術的な助言やその他の措置を講じる」と同時に、市民も適正管理する対象として、「家庭で使用される化学物質を含む製品についても、情報の提供と周知を図り、適正な使用と廃棄が行われるように指導します」という現計画の大事な文章を、きちっと復活していただきたいというのが私の意見です。それに対して、回答は“市として何が出来るのか研究してまいります”なんですけれども、「指導します」を残していただけるのかどうかの回答としては、前向きな回答になっていないんです。現計画の「公害を未然に防止する」という所の「有害化学物質対策」、p. 48にその旨が市民が読んでもわかりやすく載ってるんです。

細見座長
杉本委員

わかりました。要は、原案にはそもそも無かったんでしたっけ。

それが削除されています。新しいこの原案の p. 58 の上から4行めに書いてある「化学物質の適正管理を指導します」という一言に全部集約されたということですね。これをもって全てのことを言おうとおっしゃってるのかなというふうに、私は載せられていないのを良い方に解釈しました。もし載せないとしたら、「適正管理を指導します」の中に、全ての市民の適正管理も含まれているということの意味されるのかどうかをお聞きしたいなと思っていました。

細見座長
柏原委員

どうでしょうか。

これでできてるということではないですよ。これが清書というわけではないですね。

杉本委員

でも、これはほんとに事業者だけの問題じゃないということなので、「家庭で使われる化学物質についても、適正な使用と廃棄が行われるように指導します」という、市民にとってもわかりやすい大事な文章が削られているのを、もう一回復活させてはどうですかという私の提案です。

細見座長

はい、わかりました。市としてはどうでしょうか。「化学物質の適正管理を指導します」という中に包含しているということでしょうか。

碓井係長

そうですね。意味合いとしてはそういう趣旨です。

申し訳ございません。鴨下委員がお仕事の都合でご退席なさることですので。

(鴨下委員退席)

一応市としましては、原案 p. 58 の取組方針1の「化学物質の適正管理

を指導します」といった文言が「●」の二つめにあるかと思うんですけども、こちらの中に今のご指摘については入れたという趣旨ではあるんですけども。要は、対象は幅広く捉えているということです。

杉本委員 市民も入っているということですね。その中に市民も事業者も入っている。幅広いというのはそういう意味ですね。

碓井係長 ここに誰に対してという主語を入れていないというのは、そういう趣旨なんですけれども。

杉本委員 主語を入れていないというのは、すごくわかりにくいんですよ。これを見て読んだ市民が、自分たち市民、私も指導される対象であるなどということを、この文章から読み取っていただくしかないんですけども、あまり丁寧な文章ではないなというのが私の印象でした。

細見座長 趣旨は、ただ単に事業者だけに言わなくて、市民もある一端を担っていることなので、そういう趣旨をもうちょっと短く表現できるといいんですけど、この「化学物質の適正管理を指導します」だけでは、確かにそれがわかりにくいので、市民も事業者も化学物質の管理について関わってるんですよというのがわかると良いと思います。長くなってもいいですか。

碓井係長 一応きれいになっているので、できれば一行で済む範囲にしたいというのがあって、文字数的にはあと15文字ぐらいならいけるかなと思います。

細見座長 今の「化学物質の適正管理を指導します」のままだったら、多分他の市民の人は関係ないよとってしまうので、例えば「家庭で使用される化学物質も含めて適正管理を指導します」というと、家庭でも関係あるのかということが伝わると思うので、そういうのでよろしいですか。

杉本委員 そうです。これから有害物質についてはごみ廃棄がすごい大きな問題になっているので、ぜひ市民に関心を持っていただくという意味では大事なことだと思います。

細見座長 事務局はどうですか。

碓井係長 事務局サイドとしては、ここに主語が抜けているという杉本委員のご指摘が出たんですけども、その部分を補完するという意味で、「市民・事業者に対して化学物質の適正管理を指導します」というのはどうかと思ったんですが。

細見座長 どっちがいいですか。

碓井係長 逆に家庭だけに主眼を与えすぎちゃってもどうかなというのがありまして、両者並列に捉えられるべきかなと思います。

細見座長 趣旨はそういうことです。「市民・事業者」でいいですか。そうすると明確になるでしょう。気持ちは同じで、かつ表現はできるだけシンプルにというのが条件で、ここは「市民・事業者に対して、化学物質の適正管理を指導します」とします。

杉本委員 大丈夫です。「市民・事業者に対して、化学物質の適正管理を指導します。」はい、ありがとうございます。

碓井係長 事業者は幅広くて会社だけじゃないですから、その二つさえ並べれば、

対象はほぼ押えられるのかなと思います。

杉本委員 多分この中では、市も当然事業者の一つとして捉えているわけですから、公共施設、小金井市も入ると思います。

細見座長 ここはよろしいでしょうか。

他の委員の方で何かありましたら。どうでしょうか。はい、瀧本さん。

瀧本委員 一番最後、p. 19 の第 5 章、環境教育についての所で、改訂委員会の議論の中で、教育機関として確か小・中学校となっていた所を、小学校に対する環境教育というふうに直した記憶があるんです。というのは、私の発言だったと思うんですけども、環境教育に関しては環境市民会議と環境政策課が協働で、市内の環境教育を少しずつ進めているところなんですけれど、実績としてまだ小学校しかないの、無いのに小・中と書いてしまうことに対してちょっとためらいがありましたので、現状行われている小学校というふうにしたんですけど、ここのご意見を読みますと、例えば環境教育を実施するものが、環境市民会議と限る必要はないですし、また他の任意団体であるとか、いろんな NPO であるとか、いろいろな所がそれを担っていく可能性もあるので、翻すようで申し訳ないんですけど、「小・中・高」となっているでもいいのかなと考え直したところです。回答は「充実した指導に努めてまいります」と書いてあって、実際 6 年後に振り返って、「いや、やっぱり中学・高校では無理だったね」みたいな反省をすることになっちゃうかもしれないんですけども、目標としてはご意見の所を書いてあるように、中学・高校まで進めて行けるのが理想だなと思直したものですから、入れていただいてもいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

細見座長 そうね、文章として元はあったんですね。

瀧本委員 小・中と書いてあったんですね。高は確か無かったかなと思うんですけど、ここを読ませてもらうと、中学もありだし高校もありだなと思います。ただ私たちの現状としてはそこまでできていないので、目標として掲げるのはどうなのかなと思ってしまいました。現状できている小学校のみしか記載されていないと思うんですけども、計画というか目標としては入っていても悪くないのかなと思います。

細見座長 当然入れてもいいと思うんですが、あとは反省をしなきゃいけないかどうかというのが、ちょっと恐れられているということで、安全をみて小学校ならやっているということで書いちゃったんですけど。

瀧本委員 私は反省を恐れちゃいけないんじゃないかなと思直したんですが、他の委員の皆様がどう思われるか。

杉本委員 賛成。大賛成です。あくまで計画ですからね。目標を掲げないことには計画にならないでしょうからね。

細見座長 多分有体に言うと、言い出しっぺの瀧本さんが、元に戻せと言っているので、我々は別にいいと思うんですけども。

瀧本委員 申し訳ございません。何か揺れ動いてしまいまして申し訳ない。

細見座長 よろしいでしょうか。ここは確かに回答の仕方が難しいのかもしれませんが、実質的にこれまで小学校の積み上げがあつて、中学校ということに対して、実際は難しいと思ったわけですね。だけど、本来計画というか目標をつくってやるとするならば、ご指摘の通り入れるべきと考えてそうさせていただきますとか、そこは少なくともご意見に従って、我々もそう思いますという形で文章をうまく書いていただければいいです。実際の書き方は、①が小学校になっていて②が大学に飛んでいます、元の文案はどんなふうになっていましたかね。

サンワコン 小・中ですね。小学校と中学校になってます。若干庁内のご意見で直していたかもしれませんが、ほぼこの流れだったと思います。

細見座長 でも中学校にすると児童とは言わないですね。

サンワコン もちろん文章は「児童・生徒」としていました。

細見座長 ちゃんとなつてたわけですね。じゃあ高校をどうするのかということになると思いますが。

サンワコン 高校は全く入っていませんでした。

瀧本委員 科学技術高校が小金井市内にあります。都立ですけど環境活動が非常に盛んだという話を聞いてはいますので、入れたらいいと思います。ただそれに対して、環境政策課であるとか環境市民会議がアプローチしてなくて、支援とか交流とかの実績になるようなものはほとんど無いので、書けないなというのがあつたんですけど、先ほど申しましたように他のどういう団体の方がそういう成果を上げられるかわからないので、目標としてはあつてもいいのかなと思います。

藤崎委員 書けば書くほど肩が重くなりますよ。

瀧本委員 環境基本計画というのは環境市民会議のものではないので。

杉本委員 環境市民会議がやらなければいけないとは書かれてないです。

碓井係長 多分藤崎さんがおっしゃってるのは、でも実態はうちらなんですよということだと思います。

杉本委員 だけど他に高校生とやりたい団体がいても、ここに書いてないからどうしようかなと思うかもしれない。

碓井係長 そういう団体があつたら、私どもも非常にありがたいところです。

藤崎委員 でもここにこれが明文化されると、碓井さんも大変ですよ。

杉本委員 やりたいっていう高校生がいればうれしいですね。

細見座長 例えばこちらからの投げかけとして、市民会議が展示会をやるとかという情報を流すということだけでも一つのアプローチですね。もし高校のクラブか何かで一緒に参加してくれる人がいたらどうですかという。

杉本委員 この間の高橋先生の時の環境市民会議の講座に、わざわざ高校生が先生を連れて来ました。

細見座長 もうそれで十分じゃないですか。そういう活動でいいと思います。自分が講義するとかそんなでかいことじゃなくて、そういうことで十分です。

藤崎委員 昨年の環境フォーラムにも科学技術高校が出展してくれています。

細見座長 それなら実績的には問題無いので、事務局の方では、小・中とそれから例えば今のように環境フォーラムとか、市が何か主催する環境に関することを一緒にやっていきましようとかという、そういう趣旨で高校を書いておいたらどうでしょうか。

杉本委員 賛成です。

細見座長 今ので十分やれていると私は思いますので、あんまり重荷に感じずに、でもそれを続けていくというのが、多分一番大事なことなので、今は小学校しか入っていないので、そういう意味では中学、高校も入れましようということに関してはよろしいですね。じゃあ、ここは小・中・高という形で、この文案は誰かに託せないですかね。瀧本さんあたりにお任せして、高校のやつもそういう形で十分だと思いますので、できもしないことは書かないで、今までやってきたことをちょっと膨らませるぐらいがいいと思います。そういう内容の教育機関等との関わり方を、現状よりはちょっと大きくというのを基本に書いていただければ、計画としてはいいんじゃないかと思います。一応瀧本さんに書いてもらって、それを事務局に言っただいて最終的にお任せするということにしたいと思います

碓井係長 こちらについては、検討委員会は今日最終回なので、瀧本委員から文案いただきまして、流れる的なものを考えて事務局で微調整で手を加えることはあるかと思うんですけれども、趣旨としてはそのまま汲み取るような形で入れさせていただくということによろしいでしょうか。

細見座長 もちろん。ですからそれに沿って回答案を書いていただければいいです。やっぱり審議会のメンバーには対応しておいた方がいいと思います。ありがとうございます。他の委員の方、どうでしょうか。

杉本委員 あのちょっと、文章がおかしい所があったので。

細見座長 ちょっと他の方に。藤崎さんとか柏原さんとかどうですか。ないですか。じゃあ無さそうなので、杉本さんの言う文章の訂正の所を。

杉本委員 No.46 なのですが、文章の訂正で回答の文案と齟齬があるというか、意見があります。これも私が意見として出した文章で、p.82 の一番最後の進行管理と評価の所です。おかしいなと思ったのは、進行管理と評価の4行めで、3行めから「市民サイドの推進体制の中核を担う環境市民会議と連携し、様々な主体の取組についても点検を行うことを検討します（協働点検）」というこの文章なんですけれども、点検を行うかどうかを今後検討するという意味にも解釈できるので、基本計画の文言としては何か相応しくなく、いっそのこと点検を行うというシンプルな言葉にしてはどうかという意見を私は申し上げました。その回答が右側にあって、「点検は行いますが、その手法については今後検討の余地があると認識しております」という回答でした。この回答は、要するに点検を行うけれど、手法を検討するという意味に取れますね。であるならば、この文章をそのままにしておくということは、この回答の点検は行うが、手法については検討の余地があるということ日本語として反映していないんですね。なので、

この回答の行政の方の認識通りに文章を変えて言いますと、「様々な主体の取組についても手法を検討しながら点検を行っていきます」というのが、日本語として正しいのではないかと思います。これが一つです。

もう一つは、その下にある環境審議会の中での上から7行め、「環境審議会による外部評価を受け、環境報告書としてとりまとめます」という所に対して、一応私の意見としては、外部評価を行う対象を審議会に限定しないで、「環境審議会等」と「など」を一語だけ付けることによって、今後市民グループが外部評価を行うということも可能性として出てくる。その可能性も含めて、「など」という言葉だけを付けて幅を持たせてはどうかという意見を言いました。その回答としては、右側にあります「他都市の事例があることは承知しておりますが、小金井市の規模で環境審議会相当の組織を複数設置することは非効率です。環境審議会の委員の皆様のご意見も伺いながら、既存の組織体制を維持する中で良い方向性を見出していきたいと考えています」でした。でも私はこの意見の中で、審議会相当の組織を複数設置するように意見を申しているわけでは無いので、なぜこのような回答が出てきたのか、全然私も理解ができないんですね。ただ環境審議会に限定するのではなくて、「など」という言葉を一言入れることで、市民グループの人が外部評価の一端を担うことも、将来的には考えられるので、そのことも含めて今後可能性を含めた文言にしていけばいいのではないかということで、私はこのNo.46の意見を提出しました。私はこの意見について皆様にご理解していただきたいと思って、お願いしているところです。

細見座長 P D C A サイクル見直しのポイントという絵がありますね。ここでは環境審議会というのは当然入ってないんですよ。どうですか。入りますか。

碓井係長 あえて入れるとすれば、Cの部分になるかと思うんですけども。

細見座長 私の勝手なイメージでは、このP D C Aを回すのは協働点検までではないかと思います。例えばこのP D C Aが本当に回っているかどうかというのを、環境審議会が外部評価するというイメージだったので、僕はこの原文でもいいのかなと思いました。要は市民の人たちは、どちらかということこのP D C Aの中で頑張ってください、それがいい方向なのかどうかを審議会として評価するなら、やっぱりそれは外部評価になるんじゃないかと思ったんですけど。要するに主体になるのは市民がこう回して、審議会というのは一つ違う組織で、しかも市から、市長から委嘱されてる人たちなので、そういう目でこのP D C A全体がうまく回っているかというのを評価していただいたらどうかなと思ったんですけど。一個一個のやり方で回してくのは、市民の人が入っていただいて当然だろうと思うんです。もちろん市民会議が中心になられても全然問題ないわけですけども、やっぱり環境審議会というのは、ちょっと違う立場かなとは思いますが、これは行政的にはどうですか。

碓井係長 そうですね。あえて申し上げるならCという言い方をさせていただいた

んですけども、言葉足りなくて非常に申し訳なかったです。先生がおっしゃってるように、そもそも環境審議会の設置意義というのは、その部分にあるんじゃないでしょうか。今日まさにここで挙がったようなことをするんですけども、外部の諮問機関的な立場になりますので。

細見座長　　だから杉本さんが言われるように、市民の方がどんどん入ってグルグル回すというのは、当然頑張ってそういうふうにしていただいて、それとはまた違う目で環境審議会が全体をみる。このCをやると言ったら、審議会としてはちょっと狭いかなと私は思ったんですね。

碓井係長　　それが全てではないんですけども、実態としてそういったことをやっていただく面も一面としてあるんですけども、ただ審議会の権限・役割はそんな幅の狭いものじゃないですね。

杉本委員　　そういうことがこの文章から読み取れるかという、なかなか難しいですね。私もそういうふうなイメージを、自分ではちょっと受け取りにくかったです。

細見座長　　もう一度言うと、こういうPDCAで回したりするのは、もちろん行政も関わるわけですけど、今回小金井市としては中核を市民会議と連携していただいて、市民の立場でもう一回PDCAを回して、審議会はもうちょっと別の見方で、それを全体として見た時にどうあるべきなのか、あるいはどういう改善があるのか、良い点はこうだと言っていたら、全体としていいんじゃないかと思うんですね。すべて市民が絶対間違いなくやれるとは思わないので、市民は市民で一生懸命頑張ってPDCAを回していただいて、そこに行政も少し関与していただいて回し、それを別の角度から審議会としてうまくいってる、あるいは問題点はこういう点だというのは指摘していただいてまた戻すとか、あるいは逆に審議会に対して我々はこう考えているんだともっと言い合ってもいいと思うんですけど。

杉本委員　　そうすると、その上の一番最初に一件めとして提案した、点検を行うことを検討しますということとはちょっと直していただけますか。

細見座長　　だから、それは今言われたように、手法を検討しながら点検を行っていきますという表現でいいんじゃないでしょうか。

杉本委員　　それだと下につながるのかなというふうに思いますね。

柏原委員　　すみません。要するに環境マネジメント、ISOの環境版みたいな形で考えていいわけですよ。だから審議会というのはチェックシステムなんですよね。だから別に独立してないといけないと私も思います。環境審議会が独立したシステムで、我々がやってることをチェックして客観的に眺めてもらおうと、そう解釈してよろしいんですよ。できればほんとは数値で表せればいいんでしょうけど、そこはちょっと環境は無理だと思うので。

細見座長　　僕はそう思います。

杉本委員　　ただ2009年の原会長という人が、今までの評価についてのまとめを行った環境審議会の中で出したわけですよ。その後調べたんですけども、これが最後の評価だったんです。それがここにある小金井市のマネジ

メントシステムについての評価だったんですね。やっぱりそれを踏まえてどうするかということ、今後環境審議会も含めて、小金井の一番大事なところをPDCAが担っていく部分なので、やっぱりそこに次の10年間をどうするかという何らかの言葉やコメントを入れないと今まで通りになってしまう可能性もあるということで、あえてここに新しい文言や新しい方法を入れたらいいんじゃないかということで提案しました。

細見座長

ここは環境審議会「等」と言わずに、環境審議会にさせていただいてよろしいですか。それはなぜかという、実際回している人がもう一回評価するというのもうこの中でやっているの、それとは別のマネジメントシステム、第三者機関というのをこっちに置かないといけない。そういった役目が審議会ではないかと思います。それは市長からそういう付託を受けてやっているの、そういう責務を負っています。しかし市民は市民としてPDCAをうまく回すためにいろんな努力、例えばおっしゃる通り原会長の言ったことに対して我々が応えるべきことは応えていくような努力はしていかなければいけませんよね。だから直す所は、最初杉本さんが言われたように、「様々な主体の取組について手法を検討しながら点検を行っていきます」というご提案どおりの文章にしたらどうでしょうか。そうすると市民が中心となって行うような、もちろん行政も一緒になってやるPDCAサイクルを、第三者として審議会がもう一回チェックするんですよという仕組みが成り立つのではないかと思います。

杉本委員

そうですね。

細見座長

はい。事務局

碓井係長

多分前回、ひよっとしたら前々回かもしれないんですけども、この検討委員会の中で事務局として申し上げさせていただいたことの繰り返しですので恐縮なんですけれども、この部分については、はっきり文言出して申し訳ないんですけども、具体的に市民会議さんにPDCAサイクルの中に加わっていただくためにはどういったやり方があるんだろうといった具体的な手法も含めて、私も悩んで自分でいくつかの案を今まで検討してるという経過があります。なかなかいろんなハードルがあって、ちょっとまだ具体的な手段を見い出せずにいるというのが今の実態です。その中で、今後そういった手段を固めることができれば、ぜひやっていきたいところではあるんですけども、ここで結局点検を行いますと言って、連携して点検を行うということはこの基本計画の中で確約をしてしまうと、現時点で少なくとも適切な手段が見つかってない中で、それに対して今後もし見つからなかったらどうするんだろうというふうな形になっちゃうという部分があって、ここで検討しますという言葉を入れていただいたという経過があったと思います。私が言ってはいけない言葉ですが、この検討しますというのは、いわゆる役所的な意味での検討ではなくて、本当に検討してるんですけども、ただそこで具体的な手段が見つかるかどうかというのが、今の段階ではまだはっきりしていないんですね。

細見座長 トライアルとしてやれば、したことになるんじゃないですか。

碓井係長 いい手段が見つければですね。

細見座長 いや、仮に見つからなくても、とりあえずA案でやってみたらこうだった、失敗だったというんでも、僕は点検を実施したということでもいいと思うんです。次はA案じゃなくてA' とかB' とかちょっと修正をしていって、良くしていけばいいんじゃないかと思うんですけど。完璧な点検というふうに言ってしまうと、ちょっとおこがましい所があるというのは多分たぶん碓井さんも理解されていると思うんですけど、皆さん初めてのことで、そこはトライアルでもいいんじゃないかと思います。

服部副座長 今回の発言は環境市民会議と「連携する」で引っ掛かっちゃってるんですよ。連携して点検しますという文章では、今はちょっと言い切れないということですね。

碓井係長 服部先生のおっしゃっているとおりです。

服部副座長 だから連携の所に検討を入れればいいわけですね。模索しつつとか。

碓井係長 そこに検討して連携する、連携の手段を探っていくというニュアンス、そういう現状が伝わればそれでいいかなということでもあります。

杉本委員 環境市民会議とその後続く様々な主体というのは、また別なんですよ。様々な主体というのは、どのようなことを想像して主体という言葉を使っていらっしゃるのでしょうか。点検を行うのは、環境市民会議だと書いてないんですよ。主体は行政・市民・事業者ということですか。

サンワコン よろしいですか。p. 77 の計画の推進の所に推進体制をまとめているわけなんですけれども、ここで様々な主体と言っているのは、市民・市民団体・事業者・教育機関・商工会議所等団体、これらを含めての話なんです。ただ個々の取組について、どのように情報を集約していくかといった時に、個別の主体の方々にいろいろ聞き回ってやっていくというのは、非常に現実的に難しいという問題があって、やはり市民会議さんと市が連携しながら情報を収集して集約し、集約したものをまたフィードバックするというようなやり方をやっていくのかなというのが、現実的な路線ではないかと考えているわけなんです。そういう話でp. 82 の進行管理の文章になるんですけども、市民サイドの推進体制の中核を担う環境市民会議と連携して、今までは市だけが施策に関して進行管理・点検をやっていたんですけども、そうではなくて限られた情報になるかもしれないけれども他の様々な主体の情報を踏まえて、様々な主体の取組についても点検なり検証なりできていけばいいんじゃないかなというのが、この本文の意味になっていくわけなんです。そういう中で、碓井さんがおっしゃったように、点検を行うと書き切ってしまうと、なかなかそこまでの、どうやって具体的にやるのかというところが、イメージとしてはあるんですけども、ほんとに具体的にできるかどうかというのが引っ掛かっているんで、こういうふうな表現になったのかなと思います。ただ細見先生がおっしゃるようにトライアルも含めてという話であれば、入れても問題ないのかなという

ような思いはあります。一つ良い例は、今回環境市民会議さんが独自に振り返りをやられて、基本計画の中にその結果を反映できたということが成果だと思うんですけれど、そういうことをシステム化したいんですよね。趣旨としてはそういうことですので、その辺りをまずはご理解いただければなと思います。

細見座長
杉本委員

どうですか。杉本さん。

今ので大体わかりました。でもまた元の「点検することを検討します」に戻るといことなんでしょうか。でもいまおっしゃってくださったので、そういうことも含めて完璧に全てをやるということではなくて、一步前に少しずつ進むためにできることを考えるしかなくて、このままだと検討するんだからということになるので、あと5年間また検討する時期になってしまいそうな気がします。まず、何か一つでもできることを探しながら、やっていくしかないのかなと思います。

サンワコン

事務局さんとしては、市民会議さんにまた重荷を背負わすなという思いもあったかなと思うんですよ。

細見座長
碓井係長

よろしいですか。はい。

今の桶谷さんの話もそうなんですけれども、どうしても市として計画を作る時に委縮してしまうのもどうかなということも、私個人としてはあるんです。やはり10年前の現計画を作った時と比べて、いま計画の達成度、どれだけ出来たかというのが、すごく市民の方からもそうですし、議会に問われる時代になってきた中で、今日の前半にご説明させていただいた庁内の修正もそういうところがあると思うんですけれども、これいいんではないかと思ったことを何でも入れてくということが、計画の作り方としてなかなかできづらくなってきました。今後6年間という計画期間内を見据えた時に、できるのかできないのか、ちゃんとできると言い切れるのか、どうしても考えざるを得なくなってきたところも正直ございます。

細見座長

それはよくわかる。精神的には僕も理解しましたが、検討します、検討しますばかりだと何となくという思いもあるので、議事録でこの趣旨はこういう意味だったんだということを確認していただくことにして、さっきの瀧本さんの場合は一步前へ進んでいただいたけれど、これもみんなで責任をとればいいので、今の現状がやれてるからそれを書くというよりは、一步進むというのがこの計画の趣旨だと僕は思います。とはいえ、事務局がかなり固執されているので、文案はこのままにしておいて、ただトライアルはやるんだということで、ご了解願えればと思います。環境市民会議の方も結構それなりには努力していただかないといけないかもしれない。やっぱり例題というか、一度これでやってみたという何かエビデンスを作るといふのを考えた方がいいなと思います。それで問題があっても、僕はしょうがないと思うんですよ。だってこんな新しいことをやるわけだから。でも検討しますばかりで終わっていたら、多分前へ進まないと思うので、裏の意味というか、何らかの試しにとりあえず一回、

何かやってみるという意味が含まれてるというふうに、ここはさせていただきたいなと思います。杉本さんには申し訳ないけど、意味はよく伝わったと思いますので。というか理解したと言えるのかな。日本語としてこれが適当かどうかという意味もよくわかりますが、しかし事務局として苦渋の表現ぶりみたいなので。でも一個は何かやってみましょう。その手法というのはいろんな手法があるし、完璧な手法は無いので、それを待っててはなかなか実行に移せないけれども、何か試しにやってみるということが次につながるのかなと思います。

杉本委員 彼の自治体もこういう書き方になりつつあるんですか。他の基本計画でも、こんな検討しますとかで載せているのか、ちょっと聞いてみたいなと思ったんですが。

細見座長 いやいや、環境審議会とは別の組織がある他の都市の事例というのは多分ないと思います。

碓井係長 環境の活動を行っている市民の団体がある市町村というのは近隣でもいくつかあるんですけども、ただ小金井ほど盛んというか、役割が大きいという言い方が適切かわかんないですけども、大きいお役目をしてくださっているところはなかなかなくて、どちらかという、市が何かやる時に声をかけてくれれば、ボランティア的に手伝いますよみたいな組織で、市民の皆様が中心となって物事を企画して、こういうことをやっていくという団体はほぼないです。

杉本委員 そんなこともないと、私は聞いてますけど。

細見座長 ちゃんと基本計画とかで認めているやつというのは無いと思いますね。

碓井係長 少なくとも市公認としてはないです。自主的に活動というのはどこでもあると思うんですけども、市公認の市民団体がそういう活動をされているというのはほぼ無いですね。

藤崎委員 ただ自治体が音頭をとって一生懸命やって、市民会議なんて名前があってもなかなか動いてないものがたくさんあります。

細見座長 条例に載ってるようなものは多分無いと思いますよ。どうですか。例えば、その時々活動されているところに市が連絡して、一緒にやりませんかとか、どうでしょうかということは多分あると思いますけれども。基本条例をつくる時に一番重いなと思ったのは、市民会議というのを位置付けたことです。今まで行政だけでやっていたやつを、市民も入る組織を認めて、やりましょうというのは、多分他の自治体ではないと思いますので。ただもう一つ、環境審議会という別途市長が認定する所があるので、その関係は結構難しいと思いますけど、いずれにせよ小金井市における環境市民会議というのは、他の自治体の市民会議的な組織とはちょっと違うと、重みがあるということです。あるいは責任があると言ってもいいと思いますが、そういう意味でここに点検を行いますと書いちゃったら、結構重いと思ってるんでしょう。

碓井係長 結局、今の時点で手段が見つかると言い切れない状況がどうしてもあり

ますので。

細見座長 わかりました。僕は理解したので、杉本さんにも理解していただきましょう。次に何か。

柏原委員 すみません。次に、今市民会議のことを言っていて、条例によってということで、私たちもそれなりに頑張ってきたつもりなんですけど、p. 13 のNo.44、この中でこれは意見として厳しく受け止めました。第5章のp. 78なんですけど、環境市民会議に対するものすごい批判なんですけど、「小金井市環境市民会議は現計画の推進計画をもたず、p. 29 のレビューもあとづけのように見える」とあるのは、そういうこともわかっていいんですけれども、出してくださった方は厳しいご意見をお持ちの方だと思いました。ただそういう感想です。今のとも通ずる所があるんですけれども、そういうご意見がございまして、回答はとって私たちのことを思って書いてあるんですけれども、厳しいご意見だと思って受け止めました。

細見座長 でもやっぱりこういう批判に耐えて行かないといけないのが市民会議なんでしょう。

柏原委員 そう思いました。だから反対にこの見直しを私たちが預かったプロジェクトでやってきたというのは、とてもそれも重要なことだと思いました。

細見座長 他によろしいですか。ちょっと時間もあるので。直すべき点というのは他にいかがでしょうか。進行上は、実際にパブリックコメントでどんな意見があったのかというのは、もういいんですよね。今それをやらないといけませんか。

碓井係長 いえ、基本的に今日は今まさにご議論いただいているパブリックコメントで出た意見に対して、回答を市として公表しなければならないんですけれども、公表するにあたりましてこういった形でどうかなというのを、最終検討委員会の皆様にご議論をお願いしたいという趣旨ですので、たたき台として案を事務局としてお出しさせていただいたという形です。

細見座長 他にどうでしょうか。どこでしたっけ。歴史的風致の関係で、表現を検討させていただきましてなっていましたね。

柏原委員 No.36 に浴恩館を入れてくださいと書いてあるんですけど、これは浴恩館を入れていくということなんですか。文化財の中で浴恩館はどうされているんですか。文化財か何かになっているんですよね。

服部副座長 市で指定されていますね。

柏原委員 そうですよね。何か、史跡かな。浴恩館は、文化財保護か何かそっちの方で指定されているんですか。

細見座長 要は、浴恩館は文化遺産に相当するんですか。

柏原委員 だから浴恩館を並べるのはどうなのかなと思って…。

碓井係長 ちょっと申し訳ないです。その辺は担当部署に確認してみます。

細見座長 それは至急確認を取ってもらって、もしも文化遺産として、この浴恩館が入っているとすれば、ご指摘の通りですとって入れれば問題ないし、もしそういうふうな認定というか市として認めていないようであれば

ば、その辺の趣旨を書いていただいたらいいかと思うんですよ。

服部副座長

ご意見では浴恩館公園となっていますよね。

細見座長

浴恩館公園が、その歴史的風致というのになるのかどうかですね。

大関課長

浴恩館公園自体は当然そういった文化財としては指定していないと思うんですけども、浴恩館というのがあって、その中に文化財指定しているいろんなものがあるんですね。浴恩館というその建物が文化財かどうかというのはわからないんですけど、その建物の中にいろいろな文化財指定しているものがたくさんある。

細見座長

だとしたら、ここに入れるべきですか。どうですか。

大関課長

浴恩館公園となると、違いますね。

細見座長

ただの浴恩館だけでもいいと思いますよ。行政的に見てよければ、我々も任せますよ。

大関課長

はい、そうですね。わかりました。ちょっとそれ確認して、そういうことであれば入れさせていただきます。

細見座長

文化遺産的になっていけば、それは載せるべきだし、改めて何にも無かったら、その辺の趣旨を回答で書けば別にいいのかなと思います。公園は違いますということを書いちゃって、でもただ浴恩館にはこういうものがありますということで、これを含めて入れると行政的に判断すれば、入れていただいて結構です。

大関課長

わかりました。

碓井係長

こちらにつきましては、担当課の生涯学習課に問いかけまして、結論は委ねる形でよろしいでしょうか。

細見座長

いいですよ。ここで改めて反対する理由もないし、入れるべきだという事実に基づいて、必要であれば入れたらいいと思います。この一連のご指摘の所は、ちょっとそこで入れるべきかどうかだけ書いていただけますでしょうか。

他の所でいかがでしょうか。無ければ一応今日が最後ということで、どういう運びにするんですか。議事録の要旨については一週間ぐらいの間に意見を寄せろと言いましたが、今回のメインのパブコメの対応に関しては、浴恩館（公園）の記述内容については、市で文化遺産なら文化遺産として対応していただくということで、表現はお任せする。それが一つと、大きな所では、野川の表現ぶりは一応ここでの議論に従って修正若干していただくということと、それから環境市民会議とPDCA、環境マネジメントシステムを動かす所は、表現はこのままにするけれども、今一步実質的には何らかの形で点検をトライアル、連携してやりましょうよ、例をつくりましょうよという意味が含まれているということで、この委員会としてはこの記述のままで、ただし意味はそういうことだということにさせていただきます。それから瀧本さんの小・中・高のですね。あれは一步進めて、小学校のみの記述から今一步出ていくということで、この文章の表現については瀧本さんに一応まとめていただいて、文章の流れとかは事務

局で最後修正があるかもしれないということです。

杉本委員

一つだけお願いがあるんですけど、多分資料5の原案の一番最初のところで、「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」が目次では最後にくっつくということでしたよね。それに関して一言、目次でもあるいは注釈を付ける前文でも、どういう位置付けでこの計画があるのかというのを、一般の市民の私にもわからないので。この注記を付けると逆に誤解を与えるということで、削除された部分がありましたよね。私は削除するぐらいなら、そのまま生かしていただきたいと思ったぐらいなんですけれども、その対応として削除することになっちゃって、結構乱暴かなと思ったんですけれど、もし目次で示す p. 83 以降に載せるのであれば、それが一体どういうためにここに載せるのかを一言、ポツといきなり p. 82 から p. 83 になって、急に「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」というのが載るのではなく、この計画にどういう意味があるのかというのを、1、2 行でも 20 字でも 30 字でもいいので、本当に一言書いておくのが、市民に読んでいただくための丁寧な対応だと私は思いますがいかがでしょうか。

サンワコン

はい。現行の計画でも「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画とは？」というのが、一番最初のページにあるかと思うんですけども、基本的にそれはそのまま残させていただいてます。読みますと、「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画は、『小金井市の地下水及び湧水を保全する条例』第 17 条で、環境基本計画の中に策定することが規定されているものです。そのため、『小金井市地下水及び湧水に係る専門家会議』（現在の『小金井市地下水保全会議』）の提言を反映しながら、他のテーマと比べて、取組の方向をより具体的に示しています。なお、第 2 次環境基本計画との整合を図るため、一部のデータの年次更新や参照表現等の更新、デザイン・レイアウトの変更を行いました。それら以外の本計画の内容は、第 1 次環境基本計画から原文を転載したものです。」という文章を、p. 83 でそのように記載させていただいております。

細見座長

そこはいいですね。

杉本委員

ありがとうございます。一応突然出てくるというのではなく、経緯とその説明をしていただくということで、よろしく願いいたします。

細見座長

その他いかがですか。無ければ一応議論はこれでよろしいですか。

碓井係長

はい、ありがとうございます。お時間過ぎて申し訳ないんですけども、最後に一点、資料7を簡単にご説明させてください。

細見座長

これは結果だから簡単な報告でお願いします。

サンワコン

資料7は「環境基本計画に関する意見を聴く会」というのを、パブリックコメントの期間中に実施しましたということでございます。実施結果といたしましては、残念ながら市内5か所でやったんですけども、出席者数はトータルで3名というような結果に終わっております。ただ逆に少なかつたこともあっていろいろご意見はお聞きできましたので、その辺りを整理させていただいております。それが p. 3 までの内容でございます。

あともう一つは、同じくパブリックコメント期間中に、子どもワークショップということで、先ほどの環境教育にもつながると思うんですけども、緑小学校の5年生全員を対象に、出前授業みたいな形で取組を実施しております。3クラスございまして、11月21日の午前中を利用しまして、2時限・3時限・4時限めをお借りして実施させていただきました。実施内容はp.5にございますように、「生き物サバイバルゲーム」というふうに名付けておりますけれども、その中で「生物多様性」は何かということを中心に学べるようなカードゲームをやっていただきました。写真も数コマ載せておりますけれども、このような形で子どもたちには活発に参加していただきまして、最後には「生物多様性」ってこういうことだよねということを中心に理解して帰っていただいたかなと思っております。それでp.6・p.7は、その時最後にワークシートをつけておりまして、ここに子どもたちに、帰ってからのいろいろな感想なり何なりを書いてくださいということでお渡ししてたのが、やっと先日戻ってきております。それもまた加えた形でとりまとめをさせていただきたいなと思っておりますけれども、そのような形で実施をさせていただきました。以上でございます。

細見座長

はい、ありがとうございます。これの実施の主体は誰なんですか。

碓井係長

市で一応行わせていただいております。

細見座長

その時、市民会議の人は誰も出なかったんですか。

碓井係長

杉本さんにお越しいただきました。

細見座長

こういう取組に一人ぐらいはやっぱり共催というか、しておいていただいた方が、あの小・中・高の文章にとってもいいかなと思いますね。意外と子どもと接するというのは、非常に我々でも苦手なんですね。難しい。やはり何回か経験しないと、なかなか思ったようにいかないの、ぜひ市民会議の皆さんにもいろいろ関わっていただいて…。

サンワコン

すみません。子どもワークショップの方は、市民会議の事務局をやっておられる神村さんにお手伝いもしていただいております。写真に出ておりますように、何人かスタッフもご協力いただいたんですけども、その中には学芸大の学生さんも入っておられます。大学との協働という形もまがりなりにもとれたかなと思っております。

細見座長

なるほど、そういうのはちゃんとしといてもらったらいいですね。僕はサンワコンさんがやっちゃったのかなと思ったので、一瞬ちょっと市民会議はどうしたのかとついつい思ってしまって失礼しました。ありがとうございます。「生物多様性」ってすごくまた難しい概念で、こんなのが一日でわかれば皆苦労は無いと思うんですが、難しいテーマをよくやられたなと思います。それは私の感想です。ありがとうございます。

碓井係長

「生物多様性」を言葉で理解していただくのはなかなか難しいとは思うんですけども、いろんなたくさんの種類の生き物が生きていける環境づくりというのが大事なんだよってことをわかってもらえたのかなという印象は、私も事務局員として思っております。

細見座長 そういう成果というのは何かの形でまとめていただいたり、児童からどんなレスポンスがあったのか、それは非常に重要な貴重な情報かなと思います。ありがとうございます。

碓井係長 こちらをどういった形にするのかは、私どもの方で内部調整させていただいているところであるんですけども、子どもたちからの感想も学校からいただいておりますので、何らかの形で一言二言、1行でも2行でも載せればいかなということを検討しているところです。

細見座長 わかりました。ぜひその中に市民会議も関与したというのを、ちょっと残しておいていただければありがたいと思います。余計なことを申し上げましたけれども、もう終わりなので。今日午前中はエコプロダクツ展に行きましたけど、小金井市はエコプロダクツ展に出されていなかったか。

碓井係長 エコプロダクツ展には出てないです。

細見座長 武蔵野とか府中とか調布だったかな。他の市は何市か出てました。あきるのとか、昭島とかも出てました。あそこでも生物多様性の大きなブースがありましたし、小学校から高校ぐらいまでですか、講義の一環も含めて集まる機会もあったみたいなので。あそこに出ろというわけじゃなくて、そういうのもあったので。すみません、ちょっと午前中少し関わったので。

 あと資料7についてはよろしいですか。報告をいただいたということで、とりまとめの具体的な案は、これからもう少し整理していただいて、お願いしたいと思います。

〈 3. その他 〉

碓井係長 本日委員の皆様からいただきましたご意見とパブリックコメントでいただきましたご意見を、最終的に庁内関連部署で全部確認いたしまして、それを基に第2次小金井市環境基本計画の最終案を作成いたします。その最終案につきましては年明けの1月8日に環境審議会にてご審議をいただきまして、審議会でもいただきました答申に反映させていただいた上で、最終的に決定となります。本日をもちまして、本検討委員会は終了という形になりますので、最後に簡単ですけども、小金井市環境政策課長の大関より皆様に一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いたします。

大関課長 本日まで6回の改訂検討委員会のご協議をいただきまして、誠にありがとうございます。今回事前にアンケートで計画の認知度の低さが明らかになったことがあって、我々としましてはより多くの方に周知をしてみたいと思いますし、またこの計画を基にさらに環境に関する様々な施策に取り組んでみたいと思いますので、どうぞ陰ながら見守っていただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

細見座長 じゃあこれで議事は終了ということで、本当にどうもありがとうございました。

事務局一同 ありがとうございました。

以 上